

収入保険、園芸施設共済加入促進補助金 概要

- ・補助対象者は、豊橋市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人となります。(市税滞納者除く)
- ・補助金については、愛知県農業共済組合長を代理人として申請等の手続きを委任いただくこととなります。また各補助金は、令和6年3月以降の口座振込みを予定しております。

○収入保険

項目	内容
主な要件	保険期間の開始の日が令和5年6月3日から令和6年3月31日までの間である収入保険に加入すること等
補助率	負担する収入保険の <u>保険料及び付加保険料の2分の1</u>
上限額	1経営体あたり <u>10万円/年</u>

○園芸施設共済

項目	内容
主な要件	共済責任期間の開始の日が令和5年6月3日から令和6年3月31日までの間である園芸施設共済に加入すること等
補助率	負担する園芸施設共済の <u>共済掛金の2分の1</u>
上限額	1経営体あたり <u>5万円/年</u>

～これからのご加入となる方も補助の対象となります。今回相談会で見積り等行えますため、お近くに災害への備えをご心配される方がいましたら、ぜひお誘いのうえお越しください～

